

令和3年7月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『設例で理解する〈最新〉グループ通算制度 実務ハンドブック』
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

・ P.56、図表 2-24、3 段目の「欠損金期首残高」を「欠損金残高」とする。

・ P.62、図表 2-29 を下記に差し替え。

	P (親法人)	S1 (子法人)	S2 (子法人)	合計
欠損控除前所得金額 (再掲)	<u>2,200</u>	<u>800</u>	<u>1,800</u>	<u>4,800</u>
特定欠損金額の損金算入額 (再掲)	0	500	0	500
非特定欠損金額の損金算入額 (再掲)	1,045	0	855	1,900
損金算入欠損金額合計	1,045	500	855	2,400
欠損控除後所得金額	<u>1,155</u>	<u>300</u>	<u>945</u>	<u>2,400</u>

・ P.65、図表 2-30 の 2 段目以下に下記を挿入。

当初申告	前期				
	欠損金残高				
	うち、特定欠損金額	0	500	0	500
	うち、非特定欠損金額	1,500	700	3,000	5,200
	当期				
	欠損控除前所得金額	2,200	800	1,800	4,800
	期限内申告における欠損金額の損金算入額	1,045	500	855	2,400
修正申告後の欠損控除前所得金額	6,000	1,800	—	—	
修正申告後の損金算入限度額 (修正申告後の欠損控除前所得金額) × 50%	6,000 × 50% = 3,000	1,800 × 50% = 900	—	—	

以上